

# 公益社団法人静岡県林業会議所定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益社団法人静岡県林業会議所と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、森林、林業及び山村の啓発に関する事業を行い、緑化運動の推進及び自然環境の保全に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 森林、林業及び山村の啓発に関する事業
- (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

### (会員の種別)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、団体、静岡県又は静岡県内の市町
  - (2) 賛助会員 前号以外のもので、この法人の目的に賛同し、その事業を賛助するために入会した個人又は団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

### (会員の資格の取得)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、総会において別に定める

入会申込書により、申し込まなければならない。

- 2 入会は、総会において別に定める基準により、理事会においてその承認の可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(経費の負担)

第7条 正会員は、総会において別に定める入会金、出捐金、寄託金及び年会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める寄託金を納入しなければならない。  
3 出捐金とは、この法人の運営上の基本的な財産として出資する資金をいう。  
4 寄託金とは、森林、林業及び山村振興のための施設の設置等のために出資する資金をいう。

(退会)

第8条 退会を希望する会員は、総会において別に定める退会届を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知するとともに、除名の決議を行う総会において、当該会員に決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。  
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。  
(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。  
2 前項により除名が決議されたときは、当該会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、前2条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。  
(2) 第7条の支払義務を3年以上履行しなかったとき。  
(3) 総正会員が同意したとき。  
2 前項第1号の場合において、その後継者が希望する場合には、会員の資格を承継し、一切の権利及び義務を引き継ぐものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員

としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

2 会員が前3条の規定によりその資格を喪失しても、既納の入会金、出捐金及び年会費は返還しない。ただし、既納の寄託金については、総会において別に定める規程に従い返還することができる。

#### (届出の義務)

第12条 会員は、その氏名若しくは名称又は住所若しくは所在場所、団体にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

### 第4章 総会

#### (構成)

第13条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とし、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

#### (権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 基本財産の処分
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### (開催)

第15条 総会は、定時総会として毎年度11月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

#### (招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会頭が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会頭に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第20条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合において、当該正会員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第21条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長のほか、総会に出席した正会員のうちから、当該総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印する。

## 第5章 役員等

### (役員の設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 3名以上5名以内

- 2 理事のうち1名を会頭、4名以内を副会頭、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会頭及び副会頭をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

### (役員の選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会頭、副会頭及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

### (理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会頭は、この法人を代表し、会務を統括する。
- 3 副会頭は、会頭を補佐して会務を掌理し、会頭に事故があるときはその職務を代行し、会頭が欠けたときはその職務を行う。
- 4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会頭、副会頭及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己的職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時

総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事は、その職務に従事したときは、これに要した費用の弁償を受けることができる。

(顧問)

第30条 この法人に、任意の機関として、30名以内の顧問を置く。

- 2 顧問は、次の職務を行う。
  - (1) 会頭の相談に応じること。
  - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問は、無報酬とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会頭、副会頭及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会頭が招集する。

2 会頭が欠けたとき又は会頭に事故があるときは、副会頭が理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案し、当該提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会頭、副会頭及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(資産の管理)

第36条 この法人の資産の管理及び運用は、会頭が行うものとし、その方法は、総会において別に定める規程による。

(基本財産)

第37条 正会員のうち、静岡県及び静岡県内の市町が納入した出捐金は、この法人の基本財産とする。

2 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会頭が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会頭が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 会頭は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消し

の日又は当該合併の日から 1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

（公告の方法）

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 補則

（事務局）

第47条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。  
2 事務局には、職員を置く。  
3 職員の任免は、会頭が行う。  
4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める規程によるものとする。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会頭は榛村純一、副会頭は黒田善也、杉山嘉英、大富部喜彦とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

事業 年度	自	令和2年10月1日	法人コード	A002220
	至	令和3年9月30日	法人名	公益社団法人静岡県林業会議所

### 役員等名簿

#### 1. 評議員(公益財団法人の場合のみ)

フリガナ(姓/名)	氏名(姓/名)		常勤 非常勤

#### 2. 理事

代表理事は、その者の「代表理事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ(姓/名)	氏名(姓/名)		常勤 非常勤	代表 理事
オオトンベ	ヨシヒコ	大富部	喜彦	非常勤 レ
スギヤマ	ヨシヒデ	杉山	嘉英	非常勤 レ
タケカワ	マサキ	竹川	将樹	非常勤 レ
カノ	マサアキ	狩野	正明	非常勤 レ
オノウエ	ナオヒデ	尾上	直秀	非常勤 レ
タカハシ	マサヒロ	高橋	雅弘	非常勤
エンドウ	マコト	遠藤	誠	非常勤
ヤマシタ	ヨシタカ	山下	喜隆	非常勤
クロダ	ナオヤ	黒田	直也	非常勤
オザキ	アキラ	尾崎	晶	非常勤
キタジマ	トオル	北島	享	非常勤
ナカヤマ	タカシ	中山	高志	非常勤
クマダイラ	サトシ	熊平	智司	非常勤
ミヤモト	タカアキ	宮本	卓明	非常勤
カタヒラ	アリノブ	片平	有信	非常勤

#### 3. 監事

フリガナ(姓/名)	氏名(姓/名)		常勤 非常勤
コマツ	トシユキ	小松	敏行
タカモト	ヤスシ	高本	靖
マスダ	ショウジ	増田	章二

## 財産目録

令和3年9月30日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
現金預金	現金	手元保管	運転資金として	0
	預金	普通預金 ㈱静岡銀行県庁支店	運転資金として	2,402,239
	預金	普通預金 静岡県信連本店	運転資金として	43,255
	預金	普通預金 ㈱ゆうちょ銀行〇八九支店	運転資金として	70,017
立替金	県補助事業費立替		県補助事業費の立替	1,295,866
	学校林活用推進事業費立替		国土緑化推進機構助成金の立替	242,325
	緑と水の森林ファンド事業費立替		国土緑化推進機構助成金の立替	0
	子どもたちの未来の森づくり事業費立替		国土緑化推進機構助成金の立替	14,260
	その他立替金		職員の労働保険料の立替	6,693
前払費用	前払費用		有価証券購入代金	5,479
未収金	未収金	F&F購読者等	F&F広告料ほか	174,000
流動資産合計				4,254,134
(固定資産)				
基本財産	有価証券	第23-7回千葉県公債 大和証券㈱	利息分を各事業等の資金として 使用	24,997,500
	預金	定期預金 ㈱静岡銀行県庁支店		157,500
特定資産	預金 退職給付引当預金	定期預金 ㈱静岡銀行県庁支店	退職金の支払いに備え管理して いる預金	215,000
	西館修繕 引当預金	普通預金 ㈱静岡銀行県庁支店	西館の修繕費の支払いに備え管 理している預金	616,469
	有価証券	静岡県24年度1回10年 ㈱静岡銀行県庁支店	利息分を各事業等の資金として 使用	5,000,000
	有価証券	第2回ソフトバンクG劣後債 大和証券㈱	利息分を各事業等の資金として 使用	10,506,500
	有価証券	第26-1回静岡市公債 大和証券㈱	利息分を各事業等の資金として 使用	10,000,000
	有価証券	第27-1回三重県公債 SMBC日興証券㈱	利息分を各事業等の資金として 使用	10,000,000
	有価証券	第413回大阪府公募公債 みずほ証券㈱	利息分を各事業等の資金として 使用	3,000,000
	有価証券	外国債券ZEST D 大和証券㈱	利息分を各事業等の資金として 使用	20,000,000
	預金	定期預金 ㈱静岡銀行県庁支店	利息分を各事業等の資金として 使用	1,000,000
	本部事務所及び 電気設備	静岡県庁西館9階内	58.42m <sup>2</sup> のうち、29.44m <sup>2</sup> は、他団 体へ貸し出しており、28.98m <sup>2</sup> は、 事務所として各事業等に使用	14,709,151
その他固定資産	備品	本部事務所内	各事業等に使用	74,681
	電話加入権			155,832
	固定資産合計			100,432,633
資産合計				104,686,767

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動負債)				
預り金	預り金	預金又は現金預り	源泉所得税ほか	86,896
未払金	未払金			0
前受金	前受金	預金又は現金預り	県補助金事業	1,000,000
流動負債合計				1,086,896
(固定負債)				
退職給付引当金	退職給付引当金	普通預金 ㈱静岡銀行県庁支店	職員に対する退職金の支払いに備えたもの	215,000
預り金(寄託金)	預り金(寄託金)		寄託金	32,585,305
固定負債合計				32,800,305
負債合計				33,887,201
正味財産				70,799,566

**貸 借 対 照 表**

令和3年9月30日現在

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
<b>1. 流動資産</b>			
現金預金	2,515,511	2,120,363	395,148
現金	0	0	0
普通預金	2,515,511	2,120,363	395,148
普通預金(貸付金償還分)	0	0	0
立替金	1,559,144	830,991	728,153
県補助事業立替金	1,295,866	562,799	733,067
学校林活用推進事業立替金	242,325	103,748	138,577
緑と水の森林ファンド立替金	0	53,980	△ 53,980
子どもたちの未来の森づくり立替金	14,260	103,561	△ 89,301
その他立替金	6,693	6,903	△ 210
前払費用	5,479	5,479	0
未収金	174,000	174,000	0
流動資産合計	4,254,134	3,130,833	1,123,301
<b>2. 固定資産</b>			
(1) 基本財産			
有価証券(県・市町分出捐金)	24,997,500	24,997,500	0
定期預金(県・市町分出捐金)	157,500	157,500	0
基本財産合計	25,155,000	25,155,000	0
(2) 特定資産			
定期預金(退職給付引当預金)	215,000	2,365,000	△ 2,150,000
西館修繕引当預金	616,469	616,463	6
有価証券	58,506,500	58,506,500	0
定期預金(静岡銀行)	1,000,000	4,000,000	△ 3,000,000
特定資産合計	60,337,969	65,487,963	△ 5,149,994
(3) その他固定資産			
本部事務所	14,709,151	15,080,884	△ 371,733
備品	74,681	108,521	△ 33,840
電話加入権	155,832	155,832	0
その他固定資産合計	14,939,664	15,345,237	△ 405,573
固定資産合計	100,432,633	105,988,200	△ 5,556,567
<b>資 産 合 計</b>	<b>104,686,767</b>	<b>109,119,033</b>	<b>△ 4,432,266</b>
<b>II 負債の部</b>			
<b>1. 流動負債</b>			
預り金	86,896	22,116	64,780
未払金	0	705,320	△ 705,320
前受金	1,000,000	0	1,000,000
流動負債合計	1,086,896	727,436	359,460
<b>2. 固定負債</b>			
退職給付引当金	215,000	1,365,000	△ 1,150,000
預り金(寄託金)	32,585,305	32,540,305	45,000
固定負債合計	32,800,305	33,905,305	△ 1,105,000
<b>負 債 合 計</b>	<b>33,887,201</b>	<b>34,632,741</b>	<b>△ 745,540</b>
<b>III 正味財産の部</b>			
<b>1. 指定正味財産</b>			
指定正味財産合計	0	0	0
<b>2. 一般正味財産</b>			
一般正味財産	70,799,566	74,486,292	△ 3,686,726
一般正味財産合計	70,799,566	74,486,292	△ 3,686,726
<b>正 味 財 産 合 計</b>	<b>70,799,566</b>	<b>74,486,292</b>	<b>△ 3,686,726</b>
<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>104,686,767</b>	<b>109,119,033</b>	<b>△ 4,432,266</b>

貸借対照表 内訳表

令和3年9月30日現在

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計		収益事業等会計			法人会計	合計
	公1	小計	収1	他1	小計		
<b>I 資産の部</b>							
<b>1. 流動資産</b>							
現金預金	17,799	17,799	2,063,214	339,813	2,403,027	94,685	2,515,511
現金	0	0	0	0	0	0	0
普通預金	17,799	17,799	2,063,214	339,813	2,403,027	94,685	2,515,511
立替金	1,557,136	1,557,136	334	334	668	1,340	1,559,144
県補助金事業立替金	1,295,866	1,295,866	0	0	0	0	1,295,866
学校林活用推進事業立替金	242,325	242,325	0	0	0	0	242,325
緑と水の森林ファンド立替金	0	0	0	0	0	0	0
子どもたちの未来の森づくり立替金	14,260	14,260	0	0	0	0	14,260
その他立替金	4,685	4,685	334	334	668	1,340	6,693
前払費用	5,479	5,479	0	0	0	0	5,479
未収金	174,000	174,000	0	0	0	0	174,000
流動資産合計	1,754,414	1,754,414	2,063,548	340,147	2,403,695	96,025	4,254,134
<b>2. 固定資産</b>							
(1) 基本財産							
有価証券(県・市町分出捐金)	17,498,250	17,498,250	0	2,499,750	2,499,750	4,999,500	24,997,500
定期預金(県・市町分出捐金)	110,250	110,250	0	15,750	15,750	31,500	157,500
基本財産合計	17,608,500	17,608,500	0	2,615,500	2,615,500	5,031,000	25,155,000
(2) 特定資産							
定期預金(退職給付引当預金)	0	0	0	0	0	215,000	215,000
西館修繕引当預金	215,764	215,764	326,729	12,329	339,058	61,647	618,459
有価証券	40,954,550	40,954,550	0	5,850,650	5,850,650	11,701,300	58,506,500
定期預金(静岡銀行)	700,000	700,000	0	100,000	100,000	200,000	1,000,000
特定資産合計	41,870,314	41,870,314	326,729	5,962,979	6,289,708	12,177,947	60,337,969
(3) その他固定資産							
本部事務所	5,148,203	5,148,203	7,795,850	294,183	8,090,033	1,470,915	14,709,151
備品	52,277	52,277	3,734	3,734	7,488	14,936	74,681
電話加入権	109,082	109,082	7,792	7,792	15,584	31,186	155,832
その他固定資産合計	5,309,562	5,309,562	7,807,376	305,709	8,113,085	1,517,017	14,939,664
固定資産合計	64,788,376	64,788,376	8,134,105	8,784,188	16,918,293	18,725,964	100,432,633
<b>資産合計</b>	<b>66,542,790</b>	<b>66,542,790</b>	<b>10,197,653</b>	<b>9,124,336</b>	<b>19,321,988</b>	<b>18,821,989</b>	<b>104,686,767</b>
<b>II 負債の部</b>							
<b>1. 流動負債</b>							
預り金	43,448	43,448	1,738	1,738	3,476	39,972	86,896
未払金	0	0	0	0	0	0	0
前受金	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000
流動負債合計	1,043,448	1,043,448	1,738	1,738	3,476	39,972	1,086,896
<b>2. 固定負債</b>							
退職給付引当金	0	0	0	0	0	215,000	215,000
預り金(貯蓄金)	22,809,714	22,809,714	0	3,258,530	3,258,530	6,517,061	32,585,305
固定負債合計	22,809,714	22,809,714	0	3,258,530	3,258,530	6,732,061	32,800,305
<b>負債合計</b>	<b>23,853,162</b>	<b>23,853,162</b>	<b>1,738</b>	<b>3,260,268</b>	<b>3,262,006</b>	<b>6,772,033</b>	<b>33,887,201</b>
<b>III 正味財産の部</b>							
<b>1. 指定正味財産</b>							
指定正味財産合計	0	0	0	0	0	0	0
<b>2. 一般正味財産</b>							
一般正味財産	42,689,628	42,689,628	10,195,915	5,864,067	16,059,982	12,049,956	70,799,566
一般正味財産合計	42,689,628	42,689,628	10,195,915	5,864,067	16,059,982	12,049,956	70,799,566
<b>正味財産合計</b>	<b>42,689,628</b>	<b>42,689,628</b>	<b>10,195,915</b>	<b>5,864,067</b>	<b>16,059,982</b>	<b>12,049,956</b>	<b>70,799,566</b>
<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>66,542,790</b>	<b>66,542,790</b>	<b>10,197,653</b>	<b>9,124,335</b>	<b>19,321,988</b>	<b>18,821,989</b>	<b>104,686,767</b>

## 財務諸表に対する注記

令和3年9月30日現在

### 1.重要な会計方針

#### (1)有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。

#### (2)固定資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却は、法人税法の基準を採用し、次の方式を採用している。

・有形固定資産…定額法

#### (3)引当金の計上基準

##### ◎退職給付引当金

職員に対する退職給付金の支給に備えるため、就業規則内の退職金の規程に基づく期末要支給額を計上するが、すでに十分な積み立てがあるため、今年度は積み立てていない。

#### (4)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式により行っている。

### 2.基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
<b>基本財産</b>				
有価証券	24,997,500	0	0	24,997,500
預金	157,500	0	0	157,500
<b>小 計</b>	<b>25,155,000</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>25,155,000</b>
<b>特定資産</b>				
退職給付引当預金	1,365,000	0	1,150,000	215,000
西館修繕引当預金	616,463	6	0	616,469
有価証券	58,506,500	0	0	58,506,500
預金	4,000,000	0	3,000,000	1,000,000
<b>小 計</b>	<b>64,487,963</b>	<b>6</b>	<b>4,150,000</b>	<b>60,337,969</b>
<b>合 計</b>	<b>89,642,963</b>	<b>6</b>	<b>4,150,000</b>	<b>85,492,969</b>

### 3.基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
<b>基本財産</b>				
有価証券	24,997,500	( 0 )	( 0 )	( 0 )
預金	157,500	( 0 )	( 0 )	( 0 )
<b>小 計</b>	<b>25,155,000</b>	<b>( 0 )</b>	<b>( 0 )</b>	<b>( 0 )</b>
<b>特定資産</b>				
退職給付引当預金	215,000	( 0 )	( 0 )	( 0 )
西館修繕引当預金	616,469	( 0 )	( 0 )	( 0 )
有価証券	58,506,500	( 0 )	( 0 )	( 0 )
預金	1,000,000	( 0 )	( 0 )	( 0 )
<b>小 計</b>	<b>60,337,969</b>	<b>( 0 )</b>	<b>( 0 )</b>	<b>( 0 )</b>
<b>合 計</b>	<b>85,492,969</b>	<b>( 0 )</b>	<b>( 0 )</b>	<b>( 0 )</b>

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他固定資産			
本部事務所 及び電気設備	19,072,783	4,363,632	14,709,151
備品	1,551,194	1,476,513	74,681
電話加入権	155,832	0	155,832
小計	20,779,809	5,840,145	14,939,664
合計	20,779,809	5,840,145	14,939,664

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上 の記載区分
補助金						
受取補助金	静岡県	0	1,213,000	0	1,213,000	-
学校林活用推進事業助成金	静岡県グリーンバンク	0	300,000	0	300,000	-
緑と水の森林ファンド助成金	国土緑化推進協会	0	500,000	0	500,000	-
子どもたちの未来の森づくり事業助成金	国土緑化推進協会	0	980,000	0	980,000	-

## 附 屬 明 細 書

令和3年9月30日現在

### 1. 基本財産及び特定資産の明細

(単位:円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	期末 帳簿価額
基本財産	有価証券 第23-7回千葉県公債 大和証券㈱	24,997,500	0	0	24,997,500
	預金 定期預金 ㈱静岡銀行県庁支店	157,500	0	0	157,500
	基本財産計	25,155,000	0	0	25,155,000
特定資産	退職給付 引当預金 定期預金 ㈱静岡銀行県庁支店	1,365,000	0	1,150,000	215,000
	西館修繕 引当預金 普通預金 ㈱静岡銀行県庁支店	616,463	6	0	616,469
	有価証券 静岡県24年度1回10年 ㈱静岡銀行県庁支店	5,000,000	0	0	5,000,000
	有価証券 第2回ソフトバンクG劣後債 大和証券㈱	10,506,500	0	0	10,506,500
	有価証券 第26-1回静岡市公債 大和証券㈱	10,000,000	0	0	10,000,000
	有価証券 第27-1回三重県公債 SMBC日興証券㈱	10,000,000	0	0	10,000,000
	有価証券 第413回大阪府公募公債 みずほ証券㈱	3,000,000	0	0	3,000,000
	有価証券 外国債券ZEST D 大和証券㈱	20,000,000	0	0	20,000,000
	預金 定期預金 ㈱静岡銀行県庁支店	4,000,000	0	3,000,000	1,000,000
	特定資産計	64,487,963	6	4,150,000	60,337,969

### 2. 引当金の明細

#### ◎退職給付引当金

(単位:円)

科目	期首残高	当期增加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	1,365,000	0	1,150,000	0	215,000

# 正味財産増減計算書

令和2年10月1日から令和3年9月30日まで

(単位:円)

科 目	当年度 決算額	前年度 決算額	増減額	備 考
<b>I. 一般正味財産増減の部</b>				
<b>1. 経常増減の部</b>				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	247,665	247,665	0	
基本財産受取利息	247,665	247,665	0	有価証券利息(県、市町出捐金分)
特定資産運用益	776,930	777,711	△ 781	
特定資産受取利息	776,930	777,711	△ 781	有価証券利息(基本財産以外の出捐金、入会金、寄託金分)
特定資産運用益	0	0	0	有価証券利息(基本財産以外の出捐金、入会金、寄託金分)
受取入会金	10,000	0	10,000	
受取入会金	10,000	0	10,000	入会金
受取会費	2,642,648	2,462,000	180,648	
正会員会費	2,642,648	2,462,000	180,648	正会員年会費
事業収益	1,348,120	1,333,120	15,000	
情報誌発行費収益	1,348,120	1,333,120	15,000	F&F広告料、F&F購読料
受取補助金等	2,993,000	1,700,000	1,293,000	
受取補助金	1,213,000	460,000	753,000	県補助金事業費
学校林活用推進事業助成金	300,000	400,000	△ 100,000	
緑と水の森林ファンド事業助成金	500,000	0	500,000	
子どもたちの未来の森づくり事業助成金	980,000	840,000	140,000	
雑収益	1,279,070	2,231,998	△ 952,928	
受取寄付金	45,000	0	45,000	
受取賃貸料	1,200,000	1,200,000	0	賃貸料
雑収益	34,024	1,031,976	△ 997,952	
受取利息	46	22	24	普通預金利息
<b>経常収益計</b>	<b>9,297,433</b>	<b>8,752,494</b>	<b>544,939</b>	
(2) 経常費用				
事業費	10,267,267	6,814,202	3,453,065	
給料手当	3,802,299	1,838,359	1,963,940	
通勤手当	163,488	163,632	△ 144	
福利厚生費	483,311	106,025	377,286	
旅費交通費	94,160	56,280	37,880	
通信運搬費	470,066	279,355	190,711	
減価償却費	361,929	361,929	0	
消耗品費	213,369	18,951	194,418	消耗品費
印刷製本費	1,088,510	705,489	383,021	
燃料費	0	0	0	
光熱水料費	254,533	256,130	△ 1,597	西館管理費
賃借料	346,222	422,834	△ 76,612	事業推進費
保険料	7,060	23,060	△ 16,000	
諸謝金	749,680	739,000	10,680	林業税制対策費を含む
学校林活用推進事業費	300,000	400,000	△ 100,000	
緑と水の森林ファンド事業費	500,000	0	500,000	
子どもたちの未来の森づくり事業費	980,000	840,000	140,000	
租税公課	156,487	156,487	0	
支払手数料	6,363	11,599	△ 5,236	
雑費	289,790	435,072	△ 145,282	雑費、麥串費

(単位:円)

勘定科目	当年度 決算額	前年度 決算額	増減額	備考
管理費	2,716,892	3,099,075	△ 382,183	
給料手当	950,574	459,591	490,983	
通勤手当	40,872	40,908	△ 36	
退職給付費用	0	0	0	
福利厚生費	120,827	26,506	94,321	
旅費交通費	243,690	455,930	△ 212,240	
通信運搬費	235,221	163,427	71,794	
減価償却費	43,644	43,644	0	
消耗品費	53,342	9,760	43,582	消耗品費、資料収集費
印刷製本費	210,588	140,502	70,086	
光熱水料費	36,361	36,589	△ 228	西館管理費
賃借料	140,094	355,910	△ 215,816	事業推進費、会議費
租税公課	12,213	12,213	0	
支払負担金	280,000	280,000	0	協力事業負担金
支払手数料	32,205	28,597	3,608	
雜費	68,661	213,872	△ 145,211	雜費、慶弔費
50年史作成費	248,600	831,626	△ 583,026	
経常費用計	12,984,159	9,913,277	3,070,882	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 3,686,726	△ 1,160,783	△ 2,525,943	
基本財産評価損益等	0	0	0	
特定財産評価損益等	0	0	0	
投資有価証券評価損益等	0	0	0	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	△ 3,686,726	△ 1,160,783	△ 2,525,943	
<b>2. 経常外増減の部</b>				
(1) 経常外収益				
特定資産取崩収益	0	0	0	
退職給付引当預金取崩収益	0	0	0	
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
特定資産取得費用	0	0	0	
退職給付引当預金取得費用	0	0	0	
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 3,686,726	△ 1,160,783	△ 2,525,943	
一般正味財産期首残高	74,486,292	75,647,075	△ 1,160,783	
一般正味財産期末残高	70,799,566	74,486,292	△ 3,686,726	
<b>II. 指定正味財産増減の部</b>			0	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
<b>II. 正味財産期末残高</b>	70,799,566	74,486,292	△ 3,686,726	

正味財産増減計算書内訳表

令和2年10月1日から令和3年9月30日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計		収益事業等会計			法人会計	合計
	公1	小計	収1	他1	小計		
I 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
基本財産運用益	173,366	173,366	0	24,766	24,766	49,533	247,665
基本財産受取利息	173,366	173,366	0	24,766	24,766	49,533	247,665
特定資産運用益	543,851	543,851	0	77,693	77,693	155,386	776,930
特定資産受取利息	543,851	543,851	0	77,693	77,693	155,386	776,930
特定資産運用益	0	0	0	0	0	0	0
受取入会金	5,000	5,000	0	100	100	4,900	10,000
受取入会金	5,000	5,000	0	100	100	4,900	10,000
受取会費	1,321,324	1,321,324	0	26,426	26,426	1,294,898	2,642,648
正会員会費	1,321,324	1,321,324	0	26,426	26,426	1,294,898	2,642,648
事業収益	1,348,120	1,348,120	0	0	0	0	1,348,120
情報誌発行費収益	1,348,120	1,348,120	0	0	0	0	1,348,120
受取補助金等	2,993,000	2,993,000	0	0	0	0	2,993,000
受取補助金	1,213,000	1,213,000	0	0	0	0	1,213,000
学校林活用推進事業助成金	300,000	300,000	0	0	0	0	300,000
緑と水の森林ファンド事業助成金	500,000	500,000	0	0	0	0	500,000
子どもたちの未来の森づくり事業助成金	980,000	980,000	0	0	0	0	980,000
雑収益	45,032	45,032	1,200,000	5	1,200,005	34,033	1,279,070
受取寄付金	45,000	45,000	0	0	0	0	45,000
受取賃貸料	0	0	1,200,000	0	1,200,000	0	1,200,000
純収益	0	0	0	0	0	34,024	34,024
受取利息	32	32	0	5	5	0	46
経常収益計	6,429,693	6,429,693	1,200,000	128,990	1,328,990	1,638,750	9,297,433
(2) 経常費用							
事業費	9,048,023	9,048,023	880,206	339,038	1,219,244		10,267,267
給料手当	3,327,011	3,327,011	237,644	237,644	475,288		3,802,299
通勤手当	143,052	143,052	10,218	10,218	20,436		163,488
福利厚生費	422,897	422,897	30,207	30,207	60,414		483,311
旅費交通費	94,160	94,160	0	0	0		94,160
通信運搬費	470,066	470,066	0	0	0		470,066
減価償却費	152,790	152,790	198,228	10,911	209,139		361,929
消耗品費	188,697	188,697	13,336	13,336	28,672		213,369
印刷製本費	1,088,510	1,088,510	0	0	0		1,088,510
燃料費	0	0	0	0	0		0
光熱水料費	101,812	101,812	145,448	7,273	152,721		254,533
賃借料	315,672	315,672	15,275	15,275	30,550		346,222
保険料	7,060	7,060	0	0	0		7,060
謝謝金	639,680	639,680	110,000	0	110,000		749,680
学校林活用推進事業費	300,000	300,000	0	0	0		300,000
緑と水の森林ファンド事業費	500,000	500,000	0	0	0		500,000
子どもたちの未来の森づくり事業費	980,000	980,000	0	0	0		980,000
租税公課	34,195	34,195	119,850	2,442	122,292		156,487
支払手数料	6,363	6,363	0	0	0		6,363
雜費	278,058	278,058	0	11,732	11,732		289,790
管理費						2,716,892	2,716,892
給料手当						960,574	960,574
通勤手当						40,872	40,872
退職給付費用						0	0
福利厚生費						120,827	120,827
旅費交通費						243,690	243,690
通信運搬費						235,221	235,221
減価償却費						43,644	43,644
消耗品費						53,342	53,342
印刷製本費						210,588	210,588
光熱水料費						36,361	36,361
賃借料						140,094	140,094
租税公課						12,213	12,213
支払負担金						280,000	280,000
支払手数料						32,205	32,205
雜費						68,661	68,661
50年史作成費						248,600	248,600
経常費用計	9,048,023	9,048,023	880,206	339,038	1,219,244	2,716,892	12,984,159

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計		収益事業等会計			法人会計	合計
	公1	小計	収1	他1	小計		
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 2,618,330	△ 2,618,330	319,794	△ 210,048	109,746	△ 1,178,142	△ 3,686,726
基本財産評価損益等	0	0	0	0	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0	0	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0	0	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 2,618,330	△ 2,618,330	319,794	△ 210,048	109,746	△ 1,178,142	△ 3,686,726
<b>2. 経常外増減の部</b>							
(1) 経常外収益							
経常外収益	0	0	0	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用							
経常外費用	0	0	0	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替額	43,439	43,439	△ 319,794	0	△ 319,794	276,355	0
当期一般正味財産増減額	△ 2,574,891	△ 2,574,891	0	△ 210,048	△ 210,048	△ 901,787	△ 3,686,726
一般正味財産期首残高	45,264,519	45,264,519	10,195,915	6,074,115	16,270,030	12,951,743	74,486,292
一般正味財産期末残高	42,689,628	42,689,628	10,195,915	5,864,067	16,069,982	12,049,956	70,799,566
<b>II 特定正味財産増減の部</b>							
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0
推定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0
<b>Ⅲ 正味財産期首残高</b>	42,689,628	42,689,628	10,195,915	5,864,067	16,069,982	12,049,956	70,799,566

# 令和2年度事業報告

## 【1】事業実施総括

新型コロナウィルス感染症により大きく落ち込んだ景気を回復させるために、政府は様々な経済対策を講じましたが、感染者拡大防止と経済活動の活性化を両立させるのは困難な状況が続き、4度にわたる緊急事態宣言を発出せざる得ない状況でした。

緊急事態宣言の下で開催された2020東京オリンピックでは、58個のメダルを獲得し、リオデジャネイロ大会の41個を17個上回り、史上最多のメダルの数となり、大きな成果を上げました。しかし、新型コロナウィルス感染症は変異株の出現などで感染者数は増加し、この夏の「第5波」では8月中旬に全国の1日の感染者数が2万5000人を上回るなど、過去にない規模となりましたが、8月下旬以降、一転して急速に減少しました。その結果、9月28日に緊急事態宣言はすべて解除となり、ワクチン接種が積極的に進めてられており積極的な経済活動の展開が期待されています。

一方林業界では、3月に発生した第3次ウッドショックによる外材の価格高騰と木材製品不足は、原木価格の高騰という事態を引き起こしました。価格の上昇は林業にとって明るい話題ではありますが、県内では昨年の大手合板工場の値下げと数量制限により県内の木材生産は前年度を下回っており、急激な価格上昇に生産増が追いついていかないというのが現状です。

林野庁は当初予算で林業成長産業化促進対策として、意欲と能力のある林業経営者を育成し、木材生産を通じた持続的な林業経営を確立するため、主伐と再造林を一貫して行う施業、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設や木造公共建築物の整備等、川上から川下までの取組みを総合的に推進しました。

静岡県では、木材生産量50万m<sup>3</sup>の早期実現のため「ふじのくに林業成長産業化プロジェクト」を掲げております。低コスト主伐・再造林促進事業や林業イノベーション推進事業等に取り組み成果を上げてまいりました。

コロナ禍で木材生産量が前年より減少するなど厳しい状況の中、森林所有者にとっては厳しい経営環境が続いております。付加価値の高い木材を安定的に生産し、官民一体となった新製品の開発を進めるとともに山元に十分還元できる販売手法の創出が強く求められるところであります。

林業界の課題解決を進めるため、当会独自で国に対する9項目の要望を取りまとめ、6月22日に大富部会頭が林野庁長官と面談し、要望書を直接手交し、林野庁からの回答を得ることができました。コロナ禍で県行政に対する要請活動等が軒並み自粛となり、当会の活動も制限される中で、林野庁に対して直接要請活動を行なえたことは大きな成果でした。また、県内の林業6団体と連係して静岡県に対して森林・林業施策要請も行いました。

さらにコロナ禍で実施できる事業が制約される中、公益目的事業では林業関係者はもとより多くの方がSDGsに関わっていただけることを念頭に置いて林業情報誌「F&F」の発行、県補助事業の実施、県内の学校林を所有している小学校の児童に対する森林環境教育などを実施いたしました。特に、事務局体制では常勤2名を配置し、林業情報の収集、情報誌等による情報発信など活動強化を図って参りました。

終わりに、本会の運営にご指導いただきました国、県、市町並びに静岡県森林組合連合会、各森林組合及び林業関係団体に深く御礼申し上げます。

なお本会会員の皆様には、多額の会費納入の御礼を申し上げますとともに引き続きご協力をお願い申し上げます。

## 【2】定期提出書類及び会議開催報告等

### I 定期提出書類の提出等（公益法人information）

公益法人 information から令和3年9月22日付けをもって、令和3年度事業計画等に係る提出書類を出し、令和2年12月23日付けをもって、令和元年度事業報告に係る提出書類を提出しました。（静岡県知事に報告）

### II 役員数及び社員数の報告

社員数		役員	
正会員	賛助会員	理事	監事
160人	213人	15人	3人

### III 会議

#### （1）通常総会・定時総会

##### 第51回通常総会

日 時 令和2年11月25日

場 所 静岡市葵区「ホテルシティオ静岡内ザ・ガーデンシティオ静岡」

出席者 総正会員158名のうち

本人出席12名、委任状105名、書面表決2名

計119名

##### 議案

1)令和元年度事業報告、収支決算承認の件

2)令和2年度余裕金及び積立金預入先承認の件

3)理事任期満了に伴う改選の件

報告事項：令和2度事業計画及び収支予算報告の件

#### （2）理事会・役員会

##### 第一回

日 時 令和2年11月5日

場 所 静岡市葵区「ホテルシティオ静岡内ザ・ガーデンシティオ静岡」

##### 議案

1)第51回定時総会の開催について

2)第51回定時総会の提出議案承認の件

3)理任期満了につき改選の件

4)入会者について

5)50年史及びDVD配布計画について

##### 第二回

日 時 令和2年11月25日

場 所 静岡市葵区「ホテルシティオ静岡内ザ・ガーデンシティオ静岡」

##### 議案

1)会頭、副会頭、専務理事選定の件

##### 第三回（書面決議）

期 日 令和3年9月10日

出席人数 18人

\*理事全員（15名）の同意と監事全員（3名）の確認が得られたことから本会定款第21条（決議の省略）により決議のあったものとみなされました。

### 議 案

- 1) 令和3年度事業計画・予算書（案）承認の件
- 2) 第52回定期総会開催について
- 3) 会員の退会承認について

### （3）正副会頭会議

日 時 令和3年4月9日  
場 所 静岡市葵区「静岡市産学交流センター」  
議 事

- 1) 運営委員会報告
- 2) 今後の方針（主として会員及び会費）について

### （4）監事会

日 時 令和2年10月27日  
場 所 静岡県庁西館 本会事務所  
出席者 監事3名、事務局  
1) 令和元年度 貸借対照表、正味財産増減計算書など決算関係書類の監査

## IV 関係行事・会議

年 月 日	行 事・会 議	場 所
2 10 28	県議会自民党農林水産対策連絡協議会	静岡市：クーポール会館
11 4	県森連天竜事業所「創立58周年記念市」	浜松市：県森連天竜事業所
3 1 8	県森連 富士「新春初市」	富士市：県森連富士事業所
	13 県森連 天竜「新春初市」	浜松市：県森連天竜事業所
	14 県森連 静岡「新春初市」	藤枝市：県森連静岡事業所
3 11	県森連静岡事業所創立64周年記念市	静岡市：県森連静岡事業所
4 20	ふじのくに美しい森林づくり 緑の基金 第1回管理運営委員会	静岡市：県森連県庁事務所
6 1	静岡県さくらの会監査	静岡市：県庁西館
	18 静岡県さくらの会総会	静岡市：県庁別館
	18 日本林業経営者協会総会	リモート（Zoom）
	22 令和4年度林野庁森林・林業施策に関する要請	東京都：林野庁
8 4	静岡県山林協会第3回理事会	書面決議

年月日			行事・会議	場所
	8	30	静岡県山林協会定時総会	書面決議
	9	17	静岡県森林組合連合会総会	静岡市：中島屋グランドホテル

### 【3】事業等実施報告

#### I 公益目的事業実施報告（県補助金事業実施報告）

##### （1）林業関係情報誌『F & F』の発行

昭和46年から発行し続け、1100号を超える今年度末で1139号になりました。コロナ禍で本会も含めて会議やイベントが中止になり、取材の回数も減少した1年でした。

可能なかぎり新しい森林・林業情報を織り込んで、購読者の役に立つよう努めました。例としては、広く社会的に話題になったウッドショックに関しても連載記事としていち早く情報発信を行いました。「想う」、「森林・林業研究センターだより」、「県森連共販 木材市況」、「乾しいたけ市況」などを常に掲載しました。静岡県森連や県下森林組合の情報を織り込んだ「もりのいろ」静岡県森連通信により様々な森林組合系統の情報を提供してまいりました。また、より読みやすい紙面を提供する目的で、第1138号（令和3年8月1日）から紙面の大きさを従来のタブロイド判からA3版へと変更しました。

令和2年度に発行したF & Fの主な内容は以下のとおりです。

No.	発行年月日 ( )内は発行号数	メイン記事タイトル
1	令和2年 10月 1日 (第1128号)	森の力再生事業と森林（もり）づくり県民税に対する県民意見と今後の方針
2	令和2年 11月 1日 (第1129号)	自民党農林水産対策連絡協議会が開催される 県下林業6団体が令和3年度静岡県予算に対する施策要請を行う
3	令和2年 12月 1日 (第1130号)	静岡県森連天竜事業所創立58周年記念市に多くの関係者が集まり賑わいを見せた
4	令和3年 1月 1日 (第1131号)	（公社）静岡県林業会議所第51回総会開催される
5	令和3年 2月 1日 (第1132号)	初市3事業所で9074m <sup>3</sup> を出品ほぼ全落
6	令和3年 3月 1日 (第1133号)	2021年度林野庁予算は3033億円前年比0.9%増 20年度第3次補正155億円を加えた「15か月予算」総額は4588億円 前年度「15か月予算」を上回る大型予算
7	令和3年 4月 1日 (第1134号)	2021年度静岡県の森林・林業関係予算は、126億円 前年対比95%
8	令和3年 5月 1日 (第1135号)	第27回ジュニア。フォレースターズ・スクールinふもとっぱら 富士宮市で開催される
9	令和3年 6月 1日 (第1136号)	シズオカピクニックガーデン2021で「ツリークライミングで森を楽しむ」を実施
10	令和3年 7月 1日 (第1137号)	ウッドショックとは何か① ～第3次ウッドショックの正体～

No.	発行年月日 ( )内は発行号数	メイン記事タイトル
11	令和3年 8月 1日 (第1138号)	令和4年度施策に対する要望書を林野庁に提出、当日回答を得る
12	令和3年 9月 1日 (第1139号)	埋もれている優良資源 テーダマツを再発見!! 県内テーダマツの利活用を考える

## (2) 講演会

### 講演会

開催日時 令和2年11月22日（日）  
 開催場所 浜松市浜北区「静岡県立森林公園バードピア浜北」  
 参加者 158名（Zoom2人、facebookライブ2人、動画再生150回）  
 演題 「森林環境教育プログラムLEAF体験会」  
 講師 山田真由美（MORI・IKU）  
 　辻 祥代（MORI・IKU）

## (3) 交流促進事業

### 木登り体験①（ツリークライミング）

開催日時 令和2年11月22日  
 開催場所 浜松市浜北区 静岡県立森林公園  
 参加者数 大人9名 子供23名

### 木登り体験②（ツリークライミング）

開催日時 令和3年5月3日～4日  
 開催場所 静岡市葵区 駿府城公園  
 参加者数 3日59人、4日48人  
 「シズオカピクニックガーデン2021」のイベントとして実施

### 木登り体験③（ツリークライミング）

開催日時 令和3年8月1日  
 開催場所 浜松市天竜区 熊平水辺の里  
 参加者数 子ども20人

### 第27回ジュニア・フォレスタートーズ・スクール in ふもとっぱら

開催日時 令和3年3月28日  
 開催場所 富士宮市麓 「まほろば」（ふもとっぱら内）  
 参加者数 大人10名、子ども 9名

### 学校林を活用した森林環境教育促進事業

#### ① 学校林を活用した森林環境教育促進事業（国土緑化推進機構助成事業）

i) 開催日時 令和3年4月26日、5月24日、6月7日

開催場所 富士宮市「富士宮市立井之頭中学校」

参加者数 1～3年生 17名

実施内容 座学（森林も知ろう）、野鳥観察、ツリークライミング

ii) 開催日時 令和2年10月8日、11月30日

令和3年2月2日、2月19日

開催場所 富士宮市「富士宮市立白糸小学校」

参加者数 5年生 17人  
実施内容 木工体験、座学（森や木のこと知ってる）、シイタケ植菌体験、  
野鳥観察

② 小枝アートづくりで森と木が大好きになるプロジェクト  
(緑と水の森林ファンド公募事業)

i) 開催日時 令和2年10月24日、12月5日、令和3年2月6日  
開催場所 静岡県森連静岡事業所  
実施内容 小枝アート、木工クラフト  
参加者数 60人（延人数）

③ 子どもたちの未来の森づくり事業（緑の募金公募事業）

i) 開催日時 令和2年10月20日、11月26日、12月2日、  
12月14日、令和3年3月9日、3月11日、5月15日、  
5月19日  
開催場所 静岡市「静岡市立松野小学校」  
参加者数 1～6年生 52人  
実施内容 座学（森や木のことを知ろう）、林業体験、フィールドアスレ  
チック、記念植樹、ビオトープ整備、  
資材提供（木材、樹名板）

## II 収益事業実施報告

### （1）事務所賃貸事業

他団体への賃貸事業（本会事務所一部を貸す）を実施しました。

## III 共益事業実施報告

### （1）情報の収集及び提供

森林・林業に関する新たな動きや相続税における森林立木の標準価額表など林業税制改正などに関する情報収集を行い、情報誌F & F等を通して、情報提供を行いました。

### （2）林業税制等に関する相談

本会の望月彦男顧問税理士事務所を窓口に、相続税、林業税制対策等の相談を行いました。

### （3）国（林野庁）に対する森林・林業施策等への要望の実施

森林所有者の立場から国（林野庁）へ出向き「令和4年度林野庁  
森林・林業施策及び令和4年度森林・林業関係税制改正等の要望」

（要望書）を本郷林野庁長官（当時）に手交しました。

日 時 令和3年6月22日（火）

場 所 東京都千代田区霞が関 林野庁

参 加 者 大富部喜彦代表理事会頭、高橋雅弘専務理事

## 監 査 報 告

理事から提出された令和2年度（令和2年10月1日から令和3年9月30日）会務報告書の各事項について監査をいたしました結果、諸帳簿、伝票、証拠書類等はいずれも正確、妥当である事を確証します。

令和3年10月28日

代表監事 小松敏行 

監 事 高本 精 

監 事 増田 章二 